

所沢市市民活動支援システム利用規約

(目的)

第1条 所沢市市民活動支援システム利用規約（以下「規約」という。）は、市がインターネット上に提供する「所沢市市民活動支援システム（ところんWeb）」（以下、「システム」という。）の登録団体と市の関係に関し定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において使用する用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 登録団体 所沢市市民活動支援システム団体登録取扱要綱第3条第2項の規定により登録の承認を受けた団体をいう。
- (2) 市民活動情報 登録団体の活動のうち、自主的かつ自発的で、公益性のある活動に関する情報をいう。
- (3) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(自己責任)

第3条 登録団体は、自己の責任に基づきシステムを利用するものとし、以下の注意義務を負う。

- (1) コンテンツを作成する際に収集した個人情報等は、適切に管理する。
- (2) システムのID、パスワードについては第三者に知られないように管理する。

(遵守事項等)

第4条 登録団体がシステムを利用して市民活動情報を発信しようとするときは、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 登録団体の活動内容をわかりやすく発信すること。
- (2) 市民活動情報の積極的な発信に努めること。

(禁止事項)

第5条 登録団体は、システムを利用して以下の行為を行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令、条例又は規則に反する行為
- (3) 所沢市市民活動支援センター条例（平成23年条例第7号）第2条第2号アからエまでの活動に該当する行為
- (4) その他市が不適當であると認める行為

(登録情報)

第6条 登録情報は市が所有するものとし、個人情報については本人の承諾によるものを除き、一切外部提供を行わないものとする。

- 2 登録情報のすべての項目に関していかなる虚偽の申告も認めないものとする。
- 3 システム利用において、登録申請内容に変更があった場合は、速やかに市に変更の承認申請を行うこととする。
- 4 登録団体から提供された個人情報は、市の定める個人情報保護条例に基づき保護される。

(著作権等)

第7条 登録団体は、事前に市または著作権者の特段の許諾がある場合を除き、システム上に掲載されている文書や画像などの無断使用、複製、転載、販売、改変、印刷配布することをしてはならない。

(サービスの中断)

第8条 市は、次の各号の一に該当する場合は、登録団体への事前の通告なしにシステムの運用を中断することができる。

- (1) システムの定期保守、更新ならびに緊急の場合
- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力により、サービスの提供が困難な場合
- (3) インターネットを通じての不正な侵入により、サービスの提供が困難な場合
- (4) その他、不測の事態により市がサービスの提供が困難と判断した場合

(サービス内容の変更)

第9条 市は、登録団体の承諾を得ることなく、サービスの内容を変更することができる。

(規約の遵守・内容の変更)

第10条 登録団体は、この規約を承諾し、この規約に従わなければならない。

2 市は、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、登録団体に通告なしに規約の一部を変更できる。この場合、変更後の規約は、システム上に表示した時点より効力を生ずる。

(免責事項)

第11条 市は、理由の如何を問わず、システムのサービス提供の中断、停止、変更、追加等に起因して、登録団体に不利益、損害が発生した場合について、一切の責任を負わないものとする。

2 市は、登録団体がシステムの利用を通じて得た情報等の正当性、有用性等について、一切の保証責任を負わないものとする。又、これらの情報等に起因して生じた損害に対しても、一切の責任を負わないものとする。

3 システムを通じて提供される情報に関し、登録団体あるいは第三者と紛争が生じた場合は、登録団体は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、市に損害を与えないものとする。

附 則

この規約は平成24年9月1日から施行する。